

平成30年度 福祉サービス事業従事者研修一覧

※開催時期や会場については、あくまでも予定であり、変更する場合がありますのであらかじめご承知おください。

区分	No.	研修名	対象者	時期[月]			定員 [人]	日数 [日]	受講料 [円]	内容	
				松江	浜田	出雲					
生涯研修	1	福祉職員キャリアパス対応生涯研修 〔初任者コース〕	経験年数2年未満	8	8	8	各60	2	13,000 ※会員外18,000	自らのキャリアアップの道筋を描き、それぞれのキャリアパスの段階に応じて共通に求められる知識・能力の段階的・体系的な習得の支援を目的とする 〔初任者〕福祉業界の担い手のスタートラインにある初任者 〔中堅職員〕福祉サービスの中心的担い手である中堅職員 〔チームリーダー〕組織力のキーパーソンとなるチームリーダー 〔管理職員〕組織・事業の統括責任者である管理職員	
	2	福祉職員キャリアパス対応生涯研修 〔中堅職員コース〕	経験年数2年以上	7	7	7	各60	2	13,000 ※会員外18,000		
	3	福祉職員キャリアパス対応生涯研修 〔チームリーダーコース〕	主任・リーダー・係長等の指導的職員	5	5	5	各60	2	13,000 ※会員外18,000		
	4	福祉職員キャリアパス対応生涯研修 〔管理職員コース〕	施設長・管理者・事務局長等の管理職員	9			60	2	13,000 ※会員外18,000		
人事マネジメント研修	5	新任職員マナー研修	経験年数1年未満	4	4	4	各60	1	5,000 ※会員外8,000	社会人として身につけるべき接遇やマナーの基礎を学ぶ	
	6	中堅職員スキルアップ研修Ⅰ	経験年数5年以上(昨年度までのNo.2研修修了者)	10	10		各60	1	5,000 ※会員外8,000	中堅職員としての役割を認知し、問題解決手法を修得する	
	7	中堅職員スキルアップ研修Ⅱ	経験年数5年以上(昨年度までの「中堅職員スキルアップ研修」修了者)	11	11		各60	1	5,000 ※会員外8,000	職場におけるコミュニケーション力を身につけ、後輩指導(OJT)の具体的方法を学ぶ	
	8	指導的職員研修Ⅰ	主任・リーダー・係長等の指導的職員(昨年度までのNo.3研修修了者)	8	8		各60	1	5,000 ※会員外8,000	リーダーシップ、OJTの活性化により、福祉職場の問題解決能力の向上を図る	
	9	指導的職員研修Ⅱ	主任・リーダー・係長等の指導的職員(昨年度までのNo.3研修修了者)	11	11		各60	1	5,000 ※会員外8,000	指導的職員として自事業所の業務を見直し、業務の標準化を図る	
	10	キャリアパス導入支援研修Ⅰ	主任・リーダー・係長等の指導的職員	2	2		各60	1	5,000 ※会員外8,000	人材育成の重要性を理解し、事業所の研修体系整備における課題を明らかにする	
	11	キャリアパス導入支援研修Ⅱ	施設長・管理者・事務局長等の管理職員	2	2		各60	1	5,000 ※会員外8,000	自事業所におけるキャリアパスの現状把握と課題を整理する	
	12	職場研修推進研修	福祉・介護サービス事業所の職場研修担当者	6			60	2	8,000 ※会員外12,000	自事業所におけるOJT活性化状況を把握し、個別指導育成計画の作成について学ぶ	
	13	人事管理研修Ⅰ	主任・リーダー・係長等の指導的職員	6	6		各60	1	5,000 ※会員外8,000	安定した事業を推進するための人事管理制度について学ぶ	
	14	人事管理研修Ⅱ	施設長・管理者・事務局長等の管理職員	10			60	1	5,000 ※会員外8,000	人事考課の基本を学び、人事管理制度作りについて学ぶ	
	15	採用担当者研修	福祉・介護サービス事業所の採用担当者	11			60	1	5,000 ※会員外8,000	採用計画や採用後のフォローまで、採用活動にかかる課題や手法について学ぶ	
	16	新任介護職員教育担当者育成研修	介護サービス事業所の新任介護職員育成担当者	10			80	1	5,000 ※会員外8,000	新任介護職員育成ガイドラインを用いた職員育成の実践的スキルを学ぶ	
	17	人権研修	福祉・介護サービス事業所に勤務する職員	県内5か所			各50	半	2,000 ※会員外5,000	福祉職員として身につけるべき高い人権意識の醸成を図る	
	経営マネジメント研修	18	社会福祉法人会計実務研修〔初級コース〕	社会福祉法人に勤務する会計・経理実務担当者(経験年数3年未満)	7	7		各80	2	8,000 ※会員外12,000	社会福祉法人会計職員として身につけるべき基礎を学ぶ
		19	社会福祉法人会計実務研修〔中級コース〕	社会福祉法人に勤務する会計・経理実務担当者及び管理者	11	11		各100	2	8,000 ※会員外12,000	社会福祉法人会計基準に準拠した財務諸表の作成等について学ぶ
		20	社会福祉法人会計実務研修〔上級コース〕	社会福祉法人に勤務する会計責任者等、理事・監事・評議員	12	12		各80	1	5,000 ※会員外8,000	社会福祉法人における税務や財務管理等について学ぶ
		21	労務管理研修	社会福祉法人及び福祉サービス事業所の人事労務担当者	松江7 浜田8	隠岐8 出雲9		各60	半	3,000	労働関係法令改正のポイントや人事労務管理の基礎について理解を深める
22		メンタルヘルス研修Ⅰ	福祉・介護サービス事業所に勤務する職員(一般職員)	10	10		各80	1	5,000 ※会員外8,000	福祉職のためのストレスマネジメント、より良い支援をするためのアンガーマネジメント等について学ぶ	
23		メンタルヘルス研修Ⅱ	福祉・介護サービス事業所に勤務する職員(管理監督者)	11			80	1	5,000 ※会員外8,000	福祉職のためのストレスマネジメント、福祉職場における人材育成のポイントについて学ぶ	
24		リスクマネジメント研修Ⅰ	福祉・介護サービス事業所に勤務する職員	11	10		各80	1	5,000 ※会員外8,000	基本的なクレーム対応の考え方や解決方法・交渉力など、日常業務におけるリスクマネジメントの基礎を学ぶ	
25		リスクマネジメント研修Ⅱ	福祉・介護サービス事業所に勤務する職員(管理的職員等)	11			80	1	5,000 ※会員外8,000	リスクマネジメントの手順を知り、組織全体で取り組む体制を整える	
26		社会福祉法人役員研修	社会福祉法人の役職員	10	10		各100	半	3,000 ※会員外5,000	社会福祉法人経営者として必要な知識を習得する	
27		社会福祉法人監事研修	社会福祉法人の監事	12	12		各100	1	5,000 ※会員外8,000	社会福祉法人における監事監査機能の向上を図る	

区分	No.	研修名	対象者	時期[月]			定員 [人]	日数 [日]	受講料 [円]	内容
				松江	浜田	出雲				
業種・職種別研修	28	新任保育士研修〔組織力向上〕	新任保育士	7	7		各50	2	3,000	保育士に必要とされる基本的な知識・技術について確認し、新任保育士としての役割を自覚する
	29	保育士キャリアアップ研修〔乳児保育〕	経験年数3年以上の保育士	8	10	12	各80	3	3,000	保育現場において専門的な対応が求められる各分野について、リーダーの職員を育成する（副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダー） ○主な研修内容 〔乳児保育〕乳児保育の意義、乳児の発達に応じた保育内容、指導計画・記録 〔幼児教育〕幼児教育の意義、指導計画・記録、小学校との接続 〔障害児保育〕障害の理解、障害児の発達の援助、家庭・関係機関との連携 〔食育・アレルギー対応〕栄養に関する基礎知識、アレルギー疾患の理解 〔保健衛生・安全対策〕保健計画の作成と活用、感染症対策ガイドライン 〔保護者支援・子育て支援〕地域における子育て支援、虐待予防 〔マネジメント〕マネジメントの理解、リーダーシップ、人材育成、働きやすい環境づくり
	30	保育士キャリアアップ研修〔幼児教育〕	経験年数3年以上の保育士	2	2		各80	3	3,000	
	31	保育士キャリアアップ研修〔障害児保育〕	経験年数3年以上の保育士	9	8		各80	3	3,000	
	32	保育士キャリアアップ研修〔食育・アレルギー対応〕	経験年数3年以上の保育士	12	12		各80	3	3,000	
	33	保育士キャリアアップ研修〔保健衛生・安全対策〕	経験年数3年以上の保育士	3	3		各80	3	3,000	
	34	保育士キャリアアップ研修〔保護者支援・子育て支援〕	経験年数3年以上の保育士	12	11	11 (隠岐)	松江・浜田 各80 隠岐40	3	3,000	
	35	保育士キャリアアップ研修〔マネジメント〕	経験年数3年以上の保育士	6	7	6	各80	3	3,000	※「保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善」におけるキャリアアップ研修に位置づけられており、各コースについて修了認定されます。（修了認定は全国で有効であり、離職後も引き続き有効となります）
	36	保育士キャリアアップ研修〔新任保育士対象保育実践〕	新任保育士	8			100	3	3,000	身体・音楽・造形・言語表現等に関する知識や技術を学ぶ
	37	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修〔基礎課程〕	障がい者（児）ホームヘルパーサービス事業所に勤務するホームヘルパー 障がい福祉サービス事業所に勤務する支援員等	12			30	2	2,000	増大かつ多様化する障がい者のニーズに対応した適切なホームヘルパーサービスを提供するため、従業者の知識・技術の向上を図る ○主な研修内容 〔基礎課程〕 権利擁護の視点・意思決定支援、さまざまなコミュニケーション手法について学ぶ
	38	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修〔視覚障がい課程〕	同行援護従業者養成研修〔一般研修課程〕修了者	1			30	1	1,000	〔視覚障がい課程〕 視覚障がいのある方への対応について、実践を通して学ぶ
39	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修〔精神障がい課程〕	障がい者（児）ホームヘルパーサービス事業所に勤務するホームヘルパー	12			30	1	1,000	〔精神障がい課程〕 精神疾患の基礎知識を深め、ホームヘルパーサービスの配慮点等について学ぶ	
40	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修〔重症心身障がい課程〕	障がい者（児）ホームヘルパーサービス事業所に勤務するホームヘルパー		11		30	1	1,000	〔重症心身障がい課程〕 重症心身障害児（者）の理解と家族の思いについて、実践を通して学ぶ	
41	障がい者（児）ホームヘルパーフォローアップ研修〔サービス提供責任者課程〕	ホームヘルパーサービス事業所のサービス提供責任者	12			30	1	1,000	〔サービス提供責任者課程〕 サービス等利用計画と個別支援計画の連動について学ぶ	
資格支援研修	42	福祉サービス第三者評価調査者養成研修	鳥根県が認証した評価機関に所属する者（予定者含む）	9～10			20	5	5,000	第三者評価の理念や考え方、実際の調査に関しての評価の具体的な方法・技術を修得する
	43	福祉サービス第三者評価調査者継続研修	福祉サービス第三者評価調査者としての有効期限が到来していない者（又は修了後1年以内）	11			20	1	3,000	本県における福祉サービス第三者評価事業の実施状況や課題等を理解するとともに、よりよい第三者評価を行うための技術や視点を習得する
	44	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	1～3	1～3			16	12,000 ※7名枠代別途	〔専門研修〕 現任の介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員の養成を図る
	45	介護支援専門員専門研修兼更新研修〔実務経験者〕〔専門研修課程Ⅰ〕	〔専門研修課程Ⅰ〕 ○介護支援専門員実務就業後6か月以上 ○介護支援専門員証有効期間が平成33年3月に満了する者	5～7	5～8		松江140 浜田60	12	10,000 ※7名枠代別途	〔更新研修〕 現任の介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の修得を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図る
	46	介護支援専門員専門研修兼更新研修〔実務経験者〕〔専門研修課程Ⅱ〕	〔専門研修課程Ⅱ〕 ○介護支援専門員実務就業後3年以上 ○介護支援専門員証有効期間が平成33年3月に満了する者	9～11	9～11		松江300 浜田150	8	8,000 ※7名枠代別途	〔再研修〕 介護支援専門員として実就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員として必要な知識、技能の再修得を図る
	47	介護支援専門員更新研修〔実務未経験者〕兼再研修	〔更新研修兼再研修〕 ○介護支援専門員実務未経験者 ○介護支援専門員証の交付を改めて受けようとする者	1～3	1～3			11	8,000 ※7名枠代別途	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図る
	48	主任介護支援専門員研修	介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員で、介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡ修了者	6～8	9～12		松江80 浜田70	12	20,000 ※7名枠代別途	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などがケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な知識及び技術を修得する
	49	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修修了者	6～8	6～8		松江100 浜田50	8	18,000 ※7名枠代別途	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などがケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な知識及び技術を修得する
	50	認知症介護基礎研修	介護保険事業所等に従事する介護職員等	7	10	11(出雲) 10(隠岐)	各60	1	2,000	認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようになることを目的とする
	51	認知症介護実践研修〔実践者研修〕	介護保険サービスに指定された事業所に所属し、身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、2年以上の経験を有する者	5～8	6～8	11～2 12～3	各60	7	10,000	施設・在宅に関わらず認知症の原因となる疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得させることを目的とする
	52	認知症介護実践研修〔実践リーダー研修〕	介護保険サービスに指定された事業所に所属し、介護業務に5年以上従事した経験を有している者であって、認知症介護実践研修〔実践者研修〕修了後1年以上の者	I期7 IV期9 V期1	II期8 IV期9 V期2	III期8	60	11	23,000	ケアチームにおける指導的立場としてチーム員の知識・技術・態度を指導する能力及びチームリーダーとしてのチームマネジメント能力を習得させることを目的とする

区分	No.	研修名	対象者	時期[月]			定員 [人]	日数 [日]	受講料 [円]	内容
				松江	浜田	出雲				
資格 支援 研修	53	認知症対応型サービス事業開設者研修	指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者及び予定者	6	9		各15	1	5,000	認知症対応型サービス事業所を運営していく上で必要な知識を習得する
	54	認知症対応型サービス事業管理者研修	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者及び予定者で、認知症介護実践研修[実践者研修]修了者	9	2		各35	2	4,000	認知症対応型サービス事業所を管理・運営していく上で必要な知識・技術を修得する
	55	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者及び予定者で、介護支援実践研修[実践者研修]修了者	9	2		各15	2	9,000	小規模多機能型サービスにおける計画作成担当者に必要な知識及び技術を修得する
	56	権利擁護推進員養成研修	虐待防止及び権利擁護の取組を施設内で指導的立場から推進することができる者	6～10	5～9		各20	4	3,000	高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を習得することにより、介護現場で権利擁護のための取り組みを指導する人材を養成する
	57	強度行動障害支援者養成研修[基礎研修]	障害福祉サービス事業所等で知的障がい、精神障がいのある見者を支援対象にした業務に従事している者	6	6		90	2	3,000 ※7名まで別途	行動障がい等を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」を有する者に対し、適切な支援を行う支援者の養成を図る
	58	強度行動障害支援者養成研修[実践研修]	障害福祉サービス事業所等で知的障がい、精神障がいのある見者を支援対象にした業務に従事している者で基礎研修修了者			9	60	2	3,000	行動障がい等を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障がい」を有する者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員を養成を図る
	59	重度訪問介護従業者養成研修	居宅介護従業者として従事した経験を有する者	9			25	3	3,000	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得する
	60	同行援護従業者養成研修[一般研修課程]	同行援護サービスに従事する者(又は予定者)	4～5	5		各28	4	3,000 ※7名まで別途	同行援護サービスを提供する際に必要とされる知識・技術等の修得を図る
	61	同行援護従業者養成研修[応用研修課程]	同行援護従業者養成研修[一般研修課程]修了者	10			28	2	3,000 ※7名まで別途	同行援護従業者養成研修[一般研修課程]において習得した知識・技術を深めるとともに、特に障がい及び疾病の理解や場面別における技能等を習得する
	62	相談支援従事者初任者研修	指定相談支援事業所における相談支援専門員等になろうとする者	7 (前期)	7 (前期)	8・10 (中後期)	松江 120 浜田 70 出雲 150	7	5,000 ※7名まで別途	障がい福祉サービスの利用者の希望する生活や課題等を把握し、利用者やその家族の生活に対する意向、総合的支援の方針、及び生活全般の質を向上させるための課題等を勘案した個別支援計画の作成等にあたるサービス管理責任者等の資質向上を図る
	63	相談支援従事者現任研修	相談支援従業者初任者研修修了者で実務従事者			8	70	3	3,000	地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要なサービスの総合的かつ適切な利用支援援助技術の修得及び相談支援事業従事者の資質の向上を図る
	64	サービス管理責任者研修 児童発達支援管理責任者研修	指定障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者として従事しようとする者で相談支援従事者初任者研修修了者			10～12	共通 150 分野各50	共通 1 分野各2	共通2,000 分野1,000	障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図る
	65	サービス管理責任者現任者研修	サービス管理責任者研修修了者			1	60	1	3,000	サービス管理責任者として従事している者の資質向上を図る